

社会福祉法人乳児保護協会
理事・監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

平成28年12月10日理事会決議

平成29年6月23日評議員会承認

理事及び監事（以下役員という。）並びに評議員（以下合わせて役員等という。）に対する報酬等の支給の基準を次のとおり定める。

（基本原則）

第1条 役員等に対する報酬等（報酬、賞与及び退職手当をいう。）については、役員等の地位にあることのみによって支給することなく、勤務実態に即して支給するものとし、かつ、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当協会の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにするものとする。

（支給形態）

第2条 役員に対する報酬は、月額支給とし、評議員に対する報酬は、評議員会出席ごとの支給とする。

2 役員に対する報酬については、各年度の総額が900万円を超えない範囲で支給し、定款に理事長（会長）、業務執行理事、理事、職員給与を受けている理事及び監事別にその額を定めるものとする。

3 評議員に対する報酬については、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、出席1回ごとに国の審議会委員の手当に準じた額を支給するものとし、定款にその額を定める。

（退職慰労金）

第3条 役員（職員給与を受けている理事を除く。）が2年以上勤務し退職するときは、在職年数に応じた退職慰労金を支給するものとする。

2 前項の退職慰労金の額は、退職時の月額報酬に在職年数を乗じた額とする。

（評議員会の承認）

第4条 この報酬等の支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（備置き）

第5条 この報酬等の支給基準は、作成後5年間当協会の事務所に備え置くものとし、当協会の業務時間内は、何人もこれを閲覧することができる。